

現況の調査書 別紙：適用条文チェックリスト 【構造的既存不適格建築物への増改築】

〇令137条の2 構造耐力規定の緩和適用の可否

基準時	年 月 日		
既存不適格条項	建築基準法 第 条 第 項 第 号		
	建築基準法施行令 第 条 第 項 第 号		
	年 月 日	省告示 第 号	
既存不適格の内容			
既存不適格の部分			
増築等に係る部分の床面積	$m^2$ (A)	基準時以降に増築等を行った部分の面積	$m^2$ (B)
基準時における延べ面積	$m^2$ (C)		
適用する緩和	<input type="checkbox"/> 令第137条の2 第一号 (規模制限なし一体増改築) 【ケース1】 <input type="checkbox"/> 令第137条の2 第一号 (規模制限なし増改築 (Exp. j 等)) 【ケース2】		
	<input type="checkbox"/> 令第137条の2 第二号 (1/2以下一体増改築) $\Rightarrow A + B \leq C/2$ 【ケース3】 <input type="checkbox"/> 令第137条の2 第二号 (1/2以下増改築 (Exp. j 等)) $\Rightarrow A + B \leq C/2$ 【ケース4-1】 <input type="checkbox"/> 令第137条の2 第二号ロ (1/2以下増改築 (法第20条第1項第四号建築物に限る)) 【ケース4-2】		
	<input type="checkbox"/> 令第137条の2 第三号 (基準時の延べ面積の1/20以下かつ50 $m^2$ 以下増改築) $\Rightarrow A + B \leq \text{Min} (C/20, 50 m^2)$ 【ケース5】		
【ケース1】	建築物全体の確認項目	令第137条の2 第一号イ(1) <input type="checkbox"/> 建築物全体で、令第3章8節(構造計算)の規定に適合している	
	増改築部分の確認項目	令第137条の2 第一号イ(2) <input type="checkbox"/> 令第3章第1節から第7節の2に適合している <input type="checkbox"/> 令第129条の2の3に適合している <input type="checkbox"/> 法第40条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合している	
	既存部分の確認項目	<構造耐力上主要な部分> 令第137条の2 第一号イ(3) <input type="checkbox"/> 耐久性等関係規定に適合している <建築設備・屋根ふき材・特定天井等> (時刻歴応答解析により安全性を確かめる場合には、平17国交告第566号第1第一号のみ) <input type="checkbox"/> 【平17年国交告第566号第1第一号】に適合している <input type="checkbox"/> 【平17年国交告第566号第1第二号】に適合している	
【ケース2】	増改築部分の確認項目	令第137条の2 第一号ロ(2) <input type="checkbox"/> 令第3章に適合している <input type="checkbox"/> 令第129条の2の3に適合している <input type="checkbox"/> 法第40条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合している	
	既存部分の確認項目	<構造耐力上主要な部分> 令第137条の2 第一号ロ(3) <input type="checkbox"/> 耐久性等関係規定に適合している 平17年国交告第566号第2第一号(次のいずれかの規定に適合すること) { <input type="checkbox"/> 令第3章8節(構造計算)の規定に適合している <input type="checkbox"/> 地震に対して、令第3章8節(構造計算)の規定に適合し、地震以外の外力に対して、令82条第一号から第三号までに規定する構造計算によって安全であることを確認している(法第20条第1項第二号から第四号の建築物に限る) <input type="checkbox"/> 耐震診断基準【平18国交告第185号に定める基準】(新耐震基準(昭和56年6月1日以降の着工)も含む)に適合し、地震以外の外力に対して、令82条第一号から第三号までに規定する構造計算によって安全であることを確認している } <建築設備・屋根ふき材・特定天井等> (ケース1に同じ) <input type="checkbox"/> 【平17年国交告第566号第3第二号(第1第一号)】に適合している <input type="checkbox"/> 【平17年国交告第566号第3第三号(第1第二号)】に適合している(時刻歴応答解析により安全性を確かめる場合を除く)	

【ケース3】	建築物全体の確認項目	<p>&lt;構造耐力上主要な部分&gt;</p> <p>地震に対して、次のいずれかの規定に適合すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>【平17年国交告第566号第3第一号ロ(1)】に適合している</li> <li><input type="checkbox"/>【平17年国交告第566号第3第一号ニ】に適合している</li> </ul> <p>地震以外の外力に対して、次の規定に適合すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>【平17年国交告第566号第3第一号ハ(1)】に適合している</li> </ul> <p>○ただし、法第20条第1項第四号の木造建築物は、次の規定に適合させることでもよい。</p> <p>地震に対して、次の規定に適合すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>【平17年国交告第566号第3第一号ロ(2)】に適合している</li> </ul> <p>地震以外の外力に対して、次の規定に適合すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>【平17年国交告第566号第3第一号ハ(2)】に適合している</li> </ul> <p>&lt;建築設備・屋根ふき材・特定天井等&gt; (ケース1に同じ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>【平17年国交告第566号第3第二号(第1第一号)】に適合している</li> <li><input type="checkbox"/>【平17年国交告第566号第3第三号(第1第二号)】に適合している (時刻歴応答解析により安全性を確かめる場合を除く)</li> </ul>
	増改築部分の確認項目	<p>&lt;構造耐力上主要な部分&gt;</p> <p>平17年国交告第566号第3第一号イ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>令第3章(第8節を除く)に適合している</li> <li><input type="checkbox"/>法第40条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合している</li> </ul>
	既存部分の確認項目	<p>&lt;構造耐力上主要な部分&gt;</p> <p>令第137条の2第二号イ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>耐久性等関係規定に適合している</li> </ul>
【ケース4-1】	建築物全体の確認項目	<p>&lt;建築設備・屋根ふき材・特定天井等&gt; (ケース1に同じ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>【平17年国交告第566号第3第二号(第1第一号)】に適合している</li> <li><input type="checkbox"/>【平17年国交告第566号第3第三号(第1第二号)】に適合している (時刻歴応答解析により安全性を確かめる場合を除く)</li> </ul>
	増改築部分の確認項目	<p>&lt;構造耐力上主要な部分&gt;</p> <p>平17年国交告第566号第3第一号イ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>令第3章(第8節を除く)に適合している</li> <li><input type="checkbox"/>法第40条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合している</li> </ul> <p>平17年国交告第566号第3第一号ロ(1)、ハ(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>令第3章第8節(構造計算)の規定に適合している</li> </ul>
	既存部分の確認項目	<p>&lt;構造耐力上主要な部分&gt;</p> <p>令第137条の2第二号イ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>耐久性等関係規定に適合している</li> </ul> <p>◆法第20条第1項第一号の建築物の場合</p> <p>次のいずれかの規定に適合すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>【平17年国交告第566号第3第一号ロ(1)、ハ(1)】に適合している</li> <li><input type="checkbox"/>【平17年国交告第566号第3第一号ヘ】に適合している</li> </ul> <p>◆法第20条第1項第二号から第四号の建築物の場合</p> <p>地震に対して、次のいずれかの規定に適合すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>【平17年国交告第566号第3第一号ロ(1)】に適合している</li> <li><input type="checkbox"/>【平17年国交告第566号第3第一号ホ】に適合している</li> </ul> <p>地震以外の外力に対して、次のいずれかの規定に適合すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>【平17年国交告第566号第3第一号ハ(1)】に適合している</li> <li><input type="checkbox"/>【平17年国交告第566号第3第一号ホ】に適合している</li> </ul> <p>○ただし、法第20条第1項第四号の木造建築物は、次の規定に適合させることでもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>【平17年国交告第566号第3第一号ロ(2)】に適合している</li> <li><input type="checkbox"/>【平17年国交告第566号第3第一号ハ(2)】に適合している</li> </ul>
【ケース4-2】	増改築部分の確認項目	<p>&lt;構造耐力上主要な部分&gt;</p> <p>令第137条の2第二号ロ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>令第3章第1節から第7節の2(令第36条及び第38条第2項から第4項を除く)に適合している</li> </ul>
	既存部分の確認項目	<p>&lt;構造耐力上主要な部分&gt;</p> <p>基礎以外の部分が、次の規定に適合すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>令第3章第1節から第7節の2(令第36条及び第38条第2項から第4項を除く)に適合している</li> </ul> <p>基礎の部分が、次の規定に適合すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>耐久性等関係規定(令第38条第1項、第5項及び第6項)に適合している</li> <li><input type="checkbox"/>基礎の補強方法について、大臣の定める基準(平17年国交告第566号第4)に適合している</li> </ul>

【ケース5】	増改築部分の確認項目	令第137条の2第三号イ(1) <input type="checkbox"/> 令第3章に適合している <input type="checkbox"/> 令第129条の2の3に適合している <input type="checkbox"/> 法第40条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定に適合している
	既存部分の確認項目	令第137条の2第三号イ(2) <input type="checkbox"/> 構造耐力上の危険性が增大していない

※上記項目で「～に適合している」にチェックを入れる場合には、現地調査・既存の設計図書等の確認を行ったうえで適合しているかを判断してから記入してください。

※前橋市では、法第40条の規定に基づく条例の構造耐力に関する制限を定めた規定を設けていないため、確認不要とする。

○その他特記事項